

生活政策と中間組織の生成

坂井 素思^{*1)}

Living Policy and Generation of Intermediate Organizations

Motoshi SAKAI

ABSTRACT

This paper makes an investigation into the intermediate organization in the domain of livelihood, considering why it is coming exists and increasing. Recently, the for-and non-profit activities by small groups and intermediate organizations come to be shown in the average of the living field of our surroundings frequently. Such small groups mediate the individual and the society, and perform actively while competing and cooperating with traditional current middle organizations of the government, the enterprise, the community, and the family, etc. It is thought that these small groups have been actually requested the organizational intermediation in the contemporary society because it has peculiar "Mediation function." We want to consider theoretically with what kind of characters these intermediation functions provide. Contents are as follows. 1. What is the issue of the intermediate organization? 2. An increase of the intermediate organization 3. Some ideas of the intermediate organization 4. Formal and informal intermediate organization 5. Characteristics of informal sector 6. Life model and informal sector 7. Principle of care and double-faced character of care 8. Standardization of service 9. Living policy and the intermediate organization 10. Why is the intermediate organization needed?

要 旨

この論文は、生活領域で中間組織というものがなぜ存在し、なぜ増加するようになったのかについて考察することを目的としている。近年、私たちの身の回りに、小さなグループ・中間組織による営利・非営利活動が頻繁に見られるようになってきている。このような小さなグループは、個人と社会を媒介しており、政府・企業・コミュニティ・家族などのこれまでの伝統的な中間組織と競合し、かつ共同しながら活動を活発に行いつつある。これらの小集団の中間組織は、特有の媒介機能などの中間性を持っているために、現代社会のなかで実際に求められてきていると考えられる。これらの組織は、「公-私」「営利-

*1) 放送大学助教授 (社会と経済)

非営利」「公式-非公式」などのそれぞれ異なる局面、状況のなかで、特有の役割を担ってきているにもかかわらず、これらの中間組織には、共通に見られる重要な役割も存在する。このように共通する中間性という性格には、どのような特徴があるのかについて、理論的に考察してみたい。目次は、以下のとおりである。1. なぜ中間組織が問題になるのか 2. 中間組織の増加 3. 中間組織についてのいくつかの考え方 4. 公式と非公式の中間組織 5. インフォーマル部門の特性 6. 生活モデルとインフォーマル部門 7. ケア原理とケアの二面的性格 8. サービスの標準化 9. 生活政策と中間組織 10. なぜ中間組織が必要とされるのか。

1. なぜ中間組織が問題になるか

個人と社会を結ぶ中間的な組織には、企業、政府、コミュニティ、家族などが存在してきている。ところが、近年これら伝統的な中間組織に加えて、あるいはこれらの間に、公式的な組織あるいは非公式的な組織として、新たな中間組織が数多く生まれてきている。この小論で考えてみたいことは、なぜこれらの新たな中間組織が生成されるのか、そしてその生成原理はどのようなものなのか、などの点である。とりわけ、現代社会では、このような「中間性 (intermediary)」という性格が、組織のなかに、あるいは組織間に求められている理由が存在するように思われる。このような中間性はどのような性質を持っており、またなぜ現代社会で共通に求められているのかについて考えてみたい。この分野でそれぞれ異なる論理で考えられてきていることを整理し、その共通点を探ってみたい。

近年、この中間的な領域で、一方では「市場」的なメカニズムが生活領域のなかに持ち込まれる傾向が存在し、他方では「政府」あるいは「組織」的なメカニズムが導入される傾向が両方ともに存在する状況が現われてきている。たとえば、政府組織に近いところでは、民営化、あるいは市場原理に基づいた手法による公共経営が導入されつつある。けれども、他方では、民間でNPOなどの小さな組織が数多く組織化され、そこでは組織経営的手法が取り入れられ、理事会、ボード組織が形成され、むしろ市場的なメカニズムではなく、非営利的な運営方法が取り入れられている。なぜこのようなまったく正反対と思われるような状況が、現代の生活領域では同時に存在するのであろうか。そして、さらにこれらの中間に、公私それぞれに関わる組織が育ってきている。

このような状況のなかで、現代の社会にはこのような中間組織を生み出す原因となっている、いわば「制度間の非対称性」あるいは「制度変化の非対称性」が存在すると考えられている。制度から他の制度へ変わっていく、あるいは転換するときに、ひとつの制度が成り立つメカニズムと、もうひとつの制度が成り立つメカニズムとの間に、齟齬や摩擦が存在し、容易に双方が調整されることのないようなギャップが生じてしまう状況がある。ここで、これから考察していくことについて誤解を恐れずに簡単に言うておけば、つぎのように要約することができるであろう。制度変化では、制度間の分担が生じるような、いわば「分節化」が進行すると同時に、これらの分離した分担間を調整する必要が生ずるために制度間に、いわゆる「節合化」が生ずることになる。ここには、いわゆる「分節合 (articulation)」というダイナミックな過程を見ることができる。図1にしたがえば、

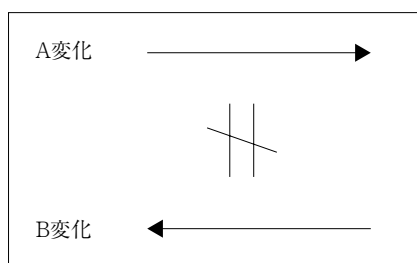


図1 制度変化の非対称性

Aという制度変化と、Bという制度変化がまったく逆の作用を及ししながら同時に存在する。ここでは、制度変化は分節化の方向をたどって分担し合う、つまり非対称的な傾向を示すことになる。けれども、これらの制度変化は互いに調整し合う契機を含んでおり、節合化する傾向も示すことになる。

たとえば、現代社会で起こっている「公私の役割分担」は、非対称的な制度変化のひとつの例である。一方で、政府から市場への転換が起こると同時に、他方で市場から政府への転換が起こり、これらが混在してしまう。これらのどちらかが、容易にすべてにわたって優位に立つわけではないのが、現在の状況であると考えられる。このような、いわば「制度変化の非対称性」の問題をどのように認識し、かつまた、対処していくかという点についてこの小論ではとくに注目したい。

2. 中間組織の増加

最初に確認しておきたいことは、新たな中間組織が実際にどの程度増加しているのかということである。ここで新たな中間組織というのは、NPOやNGOやボランタリイ組織を含むものであり、あるいは少し営利企業に接近したビジネス分野では、SOHOやコミュニティ・ビジネスなどを含み、さらに社会的な分野では、ケア・グループ、福祉グループなどの、個人間を媒介とするような、あるいは個人と組織間を媒介とするような、中間集団のことを指している。さらに、後半で問題にするように、2000年に介護保険法が成立して、このために営利団体や非営利団体などのなかでも、介護を目的とする中間法人・集団・企業が追加されるような状況が生じている。このようなことも、中間組織の増大に結びついている¹⁾。

もっとも、中間組織の問題のなかで、量的に増大するか否かということは、それほど問題とはならないかもしれない。上述したように、中間組織には、公式的に認められるような、目に見える組織以外に、公式的（formal）ではないような、いわば見えざる非公式（informal）組織も存在するからである。ここでは、量的な増大ではなく、むしろ公式と非公式との間の質的な組織の変化が問題になっている。つまり、中間組織というのは、上記の公式化される中間組織のみに限られるわけではない。むしろ伝統的な組織同士が相互に協力し合うことになかに、新たな動きを見ることができるといえる。ここでは政府と企業との共

同などに加えて、政府とコミュニティとの共同、企業とコミュニティとの共同、さらに家族と政府との共同、家族と企業との共同などの、いわば潜在的な相互作用を含むような、広義の中間組織が実際に設立され増大してきている状況を、現代の日本社会のなかに見ることができる。

生活政策の中心的な課題は、すこし見方を変えるならば、このような中間組織をいかに組織化するかという点にある。生活の場での政策の必要性は、結局のところ、どのような需要がどのくらい存在するのかということに依存しており、そこで供給の主体と需要の主体がどのようにして成り立つのかという点にあるからである。そこでここではまず、これらの中間組織についての組織化がどのような状況のもとで可能なのかについて、先行する考え方をいくつか検討してみたい。

3. 中間組織生成についてのいくつかの考え方

これまで、なぜ新たな中間組織が生活領域で生成されるのかについて、いくつかの文脈で説明が行われてきている。これらの先行研究を整理すると、おおよそ次の三つの考え方が存在することがわかる。

第一に、「市場の失敗」論と「政府の失敗」論の二つによって、いわば消極的に説明されるような中間組織生成の原理である。つまり、ここで考えられる組織は、公的部門と私的部門の中間で成り立つ組織で典型的にみることができる。ここには、消極的な説明であるという限界はあるが、中間組織全体についてのひとつの典型的なモデル像が示されている。公私間の企業組織や非営利組織などの中間組織の生成原理にはいくつかのタイプがあることが知られているが、これらに共通の認識を提供している。ここでは政府・自治体と営利部門である企業との中間を媒介するという考え方に基づいて、生成原理が考えられる場合が多い。

現在のところ、経済学分野での「公と私」の関係については、なぜ公的部門に私的部門が取り入れられなければならないのかという議論と、なぜ私的部門が公的部門によって運営されなければならないのかという議論があり、それは市場活動と政府活動それぞれの場合に阻害が起こるからであると説明されてきている。もちろん、ここには各国における財政事情から制度変化が生じさせられているという現実問題が存在するのは、事実である。けれども、現実の要請だけで、中間組織が生成させられているわけではない。原理的で理論的要請もここには働いている。

私的部門での経済的な調整が失敗すると、つまり「市場の失敗」が起こると、経済活動が企業の活動に任せられるのではなく、政府の活動に任せるとことになる。このような失敗論の基本的な原理は、たとえば「非排除性」と「非競合性」という特徴によって説明されている。非排除原理がはたらけば、皆が同時に利用できてしまうような財・サービスが存在することになり、このような財には価格もつかずに、適正な配分ができないことになる。さらに、このような市場にはいわゆるモラル・ハザード（道徳的危険）が起こるために、公的部門に任せた方が合理的な処理を行うことができる場合が多いことになる。

他方、「政府の失敗」論の指摘する状況では、官僚的な組織の「非効率性」という問題が生ずる。つまり、政府の活動では競争原理がはたらかず、さらに利益という指標が存在しないので、最終的に組織の効率性を悪くするという議論が起こることになる。状況によっては、民営化した方が効率性の増大する可能性があるという議論が起こることにもなる。これらの基準を巡って、それぞれ公的部門の正当性あるいは民営化の正当性ということが議論される。以上のことが公式的な組織では議論されることになる²⁾。

しかし、これらの議論は公共経済学・公共政策の議論のなかで行なわれているが、それらは全体的な一般論として行なわれているのであって、必ずしも中間組織を生成する論理そのものとして説明されているわけではない。公と私との間でなぜ中間組織が存在するのかという議論には、直接結びつくような議論はこの段階では存在しない。たとえば、ひとつの経済活動で「非排除性」という公共財的な特有の性質が見られたからといって、その供給は政府が受け持ってしまう方がいいのであるから、必ずしも新しい中間組織に任せるといった積極的な議論は、この議論のなかからは生まれない。

「政府の失敗」が生じている活動についても、私的企業に任せてしまえば良いから、中間段階の組織がここでただちに必要になるわけではない。したがって、従来通りの「失敗論」による「公私間のミックス」、つまり公私分担・混合という考え方が、そのまま「新たな中間組織」論に適用できるわけではないということになる。

問題なのはこの定義に従った非営利組織というものが、どのような意味において、なぜ営利・非営利の中間段階で生まれてくるのかという、中間段階で生まれる論理というものが重要になってくる。ここで、それぞれ論理が異なる代表例をとりあげておきたい。

第二に、今日の新たな中間組織がなぜ生まれるのかという積極的な議論としては、どのような生成論理が使われているのかということを考えてみたい。この点についてはすでに1970年代から議論が行われていて、公式組織論の範囲内では今日ではかなりの議論が出尽くされ飽和感があるので、ここでは簡単にまとめておきたい。ここでキポイントになるのは、上記のような「公私間のミックス論」段階では、このようなミックス状況がうまく説明できなかったものが、すこし異なる次元である「営利と非営利」間の中間段階での生成論という議論に入るに従って、次第に中間段階の生成論理というものが細分化され、精密な議論が可能になってきているという点である。「営利—非営利」の組織論で採用されてきたものが、新たな議論の糸口として、公私間の中間組織論のなかに持ち込むことができたという点が重要である。

非営利組織議論の興味深い点は、「非営利」ということの解釈にある。「完全な非営利」性という条件をいかに中間段階の非営利性という考え方で妥協できるかということに、ひとつの転換点があり、ここに現実的な転回のポイントがあったといえる。このような結果、今日実際の非営利組織では、この完全非営利性という条件はかなり緩められつつあり、公企業などの半営利性の企業が数多く存在するようになりつつある³⁾。

とくに、非営利活動をめぐる議論の発展には、かなり注目すべき重要な点が存在する。ここでは、議論が集中している非営利活動に限って、なぜ非営利組織（NPO）が生まれるのかという点を追ってみたい⁴⁾。

NPOの分類の定義として最も多く使われるのは、ジョンズ・ホプキンス大学の「国際

分類規格」である。これは、1990年に各国の国際比較に使われた定義である。これによって、非営利的な中間組織の特徴を見ていきたい。第一にあげられるのは、(1)「公式(formal)」の組織であるという定義である。つぎに、(2)「非政府(non-government)」であるという性質である。そして、(3)最も重要なポイントが、「非営利的配分(non-profit distributing)」とよばれており、利益配分が行われないという条件である。(4)「自己統治(self-governance)」である。そして、(5)非営利組織の定義のなかでも、やはり重要な特徴になっているのが、「自発的(voluntary)」であるということである。つまり(1)から(5)の点に関して、政府活動や市場活動とは異なる使命(mission)が非営利活動には存在すると考えられている⁵⁾。

ここでもっとも重要になるのは、前述のように、非営利組織を率いる理事会あるいは理事が、その組織外から命令されて組織を設立するのではないということである。この組織の理事がどのような考え方に基づいて組織を形成するかが、自律的なボランティアの基本になる。このようなジョンズ・ホプキンス大学の非営利組織分類が当てはまるのは、文化・リレーション、教育研究、保健・医療、社会サービス、環境、地域開発、あるいは市民アドボカシー、公益活動支援仲介、業界・職業団体などの活動である。もっとも、宗教団体や政治団体も実際には非営利組織に含めなければならないが、国際比較をする時には、あまりに数が多すぎることに、すでにならかなり調査が行われているという意味から、これらの二つのグループについては除かれている。いずれにしても、これらの非営利活動の特性があることで、政府活動や市場活動とは異なる種類の集団的事業が可能になるという利点がある。

第三に、中間組織が媒介することで取引の信頼性が増大するという、積極的な意味における中間組織の役割が存在することが知られている。このような理由から、中間組織が生成されることが説明できる。1980年になってハンスマンが、「契約の失敗」モデルによる中間組織生成の説明を提示する。不確実性の経済理論が発達するなかで、「情報の非対称性」という性質のある財が存在する場合に、財の配分がうまくいかないことが知られるようになった。生産者は自らその商品を生産するので、この商品の財質や価格についての情報を得やすい状況にあるが、他方消費者はこの商品についての情報については容易に得ることはできない。つまり、消費者側には情報が少ないが、供給者には情報が多いという情報の不平等が生ずる状況のもとでは、もし供給者が情報を隠し営利に走るならば、価格が高く設定される結果、消費者は不利益を被ることになる。ここでは、上記のような「契約の失敗」という現象が起こるといことが一般に知られている。

このような「情報の非対称性」が生ずるところでは、この非対称性を解消させることで、正常な取引関係を形成することができる可能性がある。たとえば、ここに非営利組織が介在することによって、情報の欠如を補い、信頼を増加させるような活動が可能かもしれない。このことによって、中間組織がいわば「信頼財」として市場で機能し、消費者の情報不足を支援し、取引を円滑に行わせることができる。このような議論はすでに1970年代に、経済学者アローによって行われていた。このような信頼財の要素を非営利組織が補うことによって、「情報の非対称性」を緩和・解消することが可能になる。中間組織には、このような意味において積極的に、信頼付与の役割が期待されることになる⁶⁾。

けれども、ここで問題なのは、このような情報の非対称性という状況には、二つのレベルが存在することである。一つは、実際の財の取引の段階、もう一つはその財をめぐる情報の段階がある。そして財取引での信頼性というのは、これらの財の質という情報内容と、その情報を提供する信頼財という情報枠組みの二つのレベルが保証されてはじめて保証され、意味ある取引が可能になると考えられる。この二つのレベルの違いについて、今日明確に認識されているわけではない。

ただ、以上のようなハンスマンの「契約理論」という議論は、いずれにしても公共財あるいは市場理論の欠陥を批判することから提出されてきている議論なので、非営利組織の議論としては、元の理論自体の欠陥である「市場の失敗」論や「政府の失敗」論の一部であるという欠陥は免れない。基本的な点においては、中間組織生成を内側から説明する理論とは異質な部分がでてくることになる。

このような欠点を補うために提出されたのが、L・M・サラモンの考え方である。彼は、「パートナーシップ・モデル」と呼ばれている考え方を提示する。サラモンの発想は、非営利の部分においても、「ボランティアの失敗」という経済上の「失敗」現象が存在すると考える点にある。つまり、ここでも「非営利組織の失敗」ということが起こるために、政府と非営利組織との連携ということが必要になるという、中間段階の組織化が必要であるということを位置づける議論を行っている。結局、「ボランティアの失敗」という議論によって、中間段階の調整を補おうという議論が提出されることになる⁷⁾。

実際問題としても、ボランティア団体あるいはボランティア活動には、さまざまな欠点のあることが知られている。サラモンは四つの要因をあげている。まず、(1)「不十分性」という性質がある。つまり、政府の活動と比べると、人びとの自発性だけに頼る活動なので十分な資金の調達、資源の調達ができないという意味において、ボランティア活動というのは不十分な活動に終る可能性が強い。つぎに、(2)「特異性」という特徴がある。参加者が一部の人に限られるために、他の集団を排他的に扱う可能性がボランティア活動には起こる。これによって狭い範囲にしか、非営利組織活動は提供されないという欠点があり、それを補うのが政府の役割であるという議論である。そして、(3) ボランティア活動がサービスに頼る場合に、ボランティア活動を提供する側に、かなり「温情主義」的な傾向が起こるのであろう。つまり、依存性が高まってしまう傾向がボランティア活動にはみられる。これに加入した人たちが自立性を目指すという傾向がなかなか育たない。このようなことが、ボランティア団体の活動の中によく起こる。(4) 非営利組織は「アマチュアリズム」を基本にしているので、ボランティアの専門性ということについては、政府の専門性よりは劣る場合がでてきてしまう。

サラモンは、このようなボランティアな団体の失敗を補うために、政府のパートナーシップを発揮した保護あるいは支援が必要であると考え。政府は、第一に公明、公平性を持つことが求められる。第二に、財源についてもかなり十分な予算を持っている。第三に、専門性についてもある程度補うことができる。したがって、これらの支援を行うなかで、非営利団体と政府のそれぞれの活動を調整するような中間的な仕組みというものが必須となってくるであろうとしている。サラモンは、最終的には「第三者政府論」というものを唱えて、今日的なガヴァメンタルな政府に対して、もう少し住民参加が期待できるような

政策論・市民政府論というものを唱えることになる。

問題があるとするれば、このようなパートナーシップによって生まれた組織がどのような性格を持つ組織なのかという点である。政府が主導するのか、それともボランティアな組織が主導するのか、どちらかによってかなり性格の異なる組織化が実現されることになるだろう。

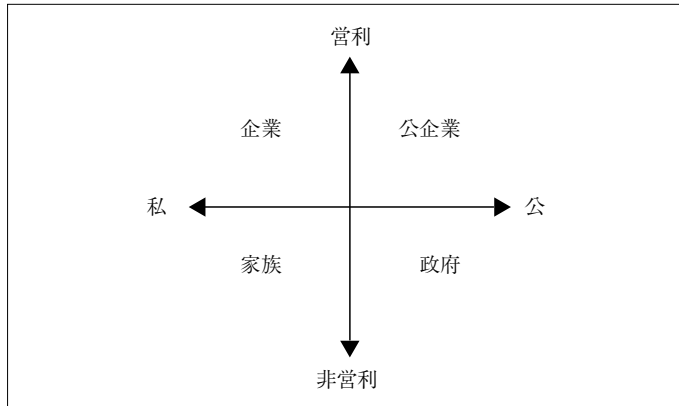


図2 「公-私」軸と「営利-非営利」軸

ここまでの整理検討の結果、二つの考え方の機軸が出てきた。つまり、「公と私」と「営利と非営利」という二つの軸の交差で、その中間段階の組織を考えようとする議論である。上記のように、これらの議論については、これまですいぶん行なわれてきており、非営利という条件が中間組織生成の重要な点となってきたことを確認できる。ところが、ここでさらに、現実の進展に伴って、これらに付加する議論の発展が見られる。

4. 「公式」と「非公式」の中間組織

これまでみてきたように、今日の伝統的な中間組織に加えて、なぜ新たな中間組織が模索されるかという問題が、二つの問題領域で存在することがわかる。この点については、上記で指摘したように、第一に公的部門と私的部門での葛藤が存在し、第二に営利組織と非営利組織との間の葛藤が存在することが見られてきている。ところが、今日これらの二つの機軸だけでは止まらない問題が生じてきている。第三の問題領域が起こってきている。この第三の問題領域は、「公式組織と非公式組織」との間で生じる問題である。つまり、中間組織としての家族あるいはコミュニティの役割の変容が、この事態を招いている。このために、家族組織、あるいはコミュニティ組織などの周辺での中間組織の生成と編成が行われてきている。ここにも、すこし文脈が異なるものの、現代社会のなかでの中間組織生成共通の問題が現われている⁸⁾。

ここで重要なのは、いわゆる社会のインフォーマルな部分というものを、これらの問題群が交差するなかで、どのように考えるのかという問題だと思われる。上述の議論でも、

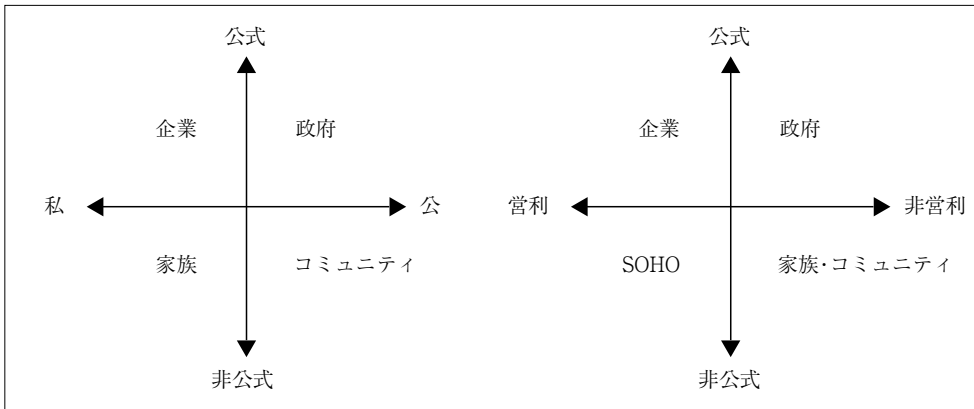


図3 「公式－非公式」軸と「公－私」、「営利－非営利」軸

これらの問題群が交差する「営利と非営利」問題、それから「公と私」問題のところまでは、社会的あるいは政策的な説明ができていられる。しかし、インフォーマルな部分についてはまだモデル化される部分は少ない。

これらの基本的な問題群を参考にして図式化してみたい。図でわかるように、「公と私」軸と、「公式・非公式」軸の交わるところで、これらの分類が可能となる。また、もうひとつ「営利と非営利」という軸と、「公式・非公式」という軸を交差させてみる。これらによって、「公式と非公式」が他の二つの軸とどのように関係しているかが見て取れる。その場合に、形式的に整理をするならば、「公と私」の軸のなかで公式の部分に属するのは、私的かつ公式組織である「企業」であり、さらに公で公式的な部分に「政府」が分類される。また、非公式の部分についてみれば、私的で非公式的な部分に「家族」が当たり、非公式で公的な部分に「コミュニティ」が相当することになる。

このような形式的な分類は成り立つが、実際にはこれらの中間的な領域において、このような組織形成が行われるのか否かという点が問題である。中間領域での組織化が必要とされるような共通の視点が、ここで成立しうるかということが重要である。このような政府や企業などのフォーマルな部門や、インフォーマル部分である家族やコミュニティとの中間で、実際どのようなことが生じているのかということが、ここで考察の対象になってくる。つまり、ここで今日的な問題が生じていることになる。もっとも、このことは、ただちに政府や企業や、それに家族やコミュニティがすでに役割を終えており、完全に機能不全に陥っていることを意味するわけではない。けれども、中間組織の多様な生成と量的な増大から見て少なからず限界を見せていることは間違いないので、このために中間的で媒介的な機能が求められている状況が存在するのである。

さらに、もう一つの「営利と非営利」と、「公式と非公式」の軸を交差させてみると、こちらの営利と非営利の公式的な部分では企業と政府の存在が対応するが、下の非公式的で営利的な部分ではSOHO組織、あるいはコミュニティ・ビジネスなどの存在が充当される。それに対して、非営利で非公式的なところに家族やコミュニティにおけるサービス

が入ってくることになる。

5. インフォーマル部門の特性

ここで、インフォーマル部門とはどのような領域のことをいうのか、ということが問題になる。ここに、経営学者の定義があるので、これを導きの糸としたい。C・バーナードによれば、「非公式組織とは、個人的な接触や相互作用の総合、および人びとの集団の連結を意味する。定義上、共通ないし共同の目的は除外されているが、それにもかかわらず、重要な性格を持つ共通ないし共同の結果がそのような組織から生ずるのである。」したがって、「非公式組織とは、不明確なものであり、むしろ決まった構造を持たず、はっきりとした下部単位を持たないということである。……形のない集合体であり、……どのような組織にも非公式組織が存在することが重要である。」「意識的な公式組織の過程と比較すれば、非公式組織は無意識的な社会過程から成り立っている。それは次のような重要な結果を持つ。第一に、態度、理解、慣習、習慣、制度を確立する機能を持つ。第二に、公式組織の発生条件を創造する機能を持つ。」と考えられている。

上記の定義づけからわかるように、インフォーマル部門は、社会システム上の位置づけについては、顕在している部門である市場と政府が存在するのに対して、潜在部門として家族とコミュニティがある。また、社会システム以外にも、組織内においてインフォーマル部門が位置づけられる。そして、公式組織に対して持つ非公式組織の機能は、第一にコミュニケーション機能、第二に、公式組織の凝集性を高める機能、第三に各人の個性を維持する機能を持つ。つまり、社会システム上、あるいは組織内において、インフォーマル部門は社会や組織の統合機能を発揮し、潜在的な価値の安定化を図るために有効な部門として存在してきている⁹⁾。

それでは、なぜこのようなフォーマル部門とインフォーマル部門との間において、中間的な組織が増大するのか。もしこれらの各部門がそれぞれに期待されている機能を発揮できれば、中間組織は不要であったはずである。ここで、これらのなかで、中間組織の生成が必要となったいくつかの理由を考えていきたい。

第一に、「近代化」という社会変化は、フォーマル化を進めてきたといえる。旧体制の殻を破って、新体制を形成するなかで、家族やコミュニティの機能がフォーマルな社会集団へ任せられるようになってきている。この過程では、家族・コミュニティよりも、市場・政府の力が優先されてきた。ところが、これに対して、市場や政府だけでは解決できないような問題が生じてきている。このような近代化への反省からインフォーマル部門の見直しが起こっている。けれども、ここでは未だ基本的に近代化という方向が捨てられたわけではないので、双方の力が均衡し合っている。そこで、これらの中間的な組織化が中心となる傾向を見せてきている。

第二に、グローバリゼーションは、これまで取引の存在しなかった地域同士や、組織間を結びつけるために、取引を行う双方の間に不確実な状況を作り出してしまふ。このような生活圏の広がりが起こっているところでは、たとえば市場や政府のグローバリゼーションによって、これまで共通性を持つことのなかった地域とのつながりが増えてきている。

これらの生活圏には当初は共通の情報が行き届かないことが起こってしまう。このような制度の非共通性という現象と、その結果から生ずる制度間の非対称性の存在は、他者との間の不確実な応対が迫られる状況を作り出してきている。たとえば、家族ケアによって行われていた病人や高齢者の介護が、施設ケアや公式組織のケアに依存するようになる場合がある。ここでは、ケアを受ける人も提供する人もこれまでの生活習慣をすべて変えなければならない。このようにこれまでの人生をすべて変えるような生活に入らなければならない場合には、生活圏の共通化という現象が生ずることになる。それぞれ異質であったそれまでの生活圏を「標準化」して、そのケアの範囲に応じた共通の生活圏を形成する必要がある。

第三に、最も重要なことは、このような公式・非公式の間でのミックス状況が生じており、ここで中間的な組織が生じてきていることである。これが生活の領域のうえでも、また政策上の問題においても、ひとつの結節点を生み出し重要になっている。ここでのインフォーマル部門には、第一に社会のなかでは、インフォーマル組織がフォーマル組織に拮抗して存在する。つまり、家族やコミュニティが存在する。第二にひとつの組織のなかで、それぞれの公式組織のいわば裏に密着して存在する非公式組織を指摘できる。これらの二つの場合がある。双方ともに、中間段階で、構成員間のコミュニケーションの促進を図るために、インフォーマル部門を必要としている。

社会全体のなかでは、家族やコミュニティの示す存在意味は、フォーマル部門ではなく、インフォーマル部門に属しているということにある。なぜ家族やコミュニティが生活領域で関わってくるのかといえば、それは個人が政府や企業というフォーマルな部門に所属するからである。つまり再生産されたあと生産にいかに関わるのかという時に、インフォーマルな家族やコミュニティというものが不可分なたちで人々の生活に関わっているからである。

また、組織内部について見ると、フォーマル部門とインフォーマル部門の双方は、組織内での、不可分のあり方であって、コインの表裏の関係にあるものである。フォーマル部門がよく機能するためには、構成員間相互のコミュニケーションを図るというインフォーマルな部分が存在しなければならない。また、インフォーマルなコミュニケーションがフォーマルで有効な組織を構成して、はじめて組織全体が統合的に機能し、構成員のアイデンティティも統合される。これらの点で、市場や政府が近代においてフォーマルに形成されるなかで、インフォーマル部門というものは、表には現れないけれども、きわめて重要な役割を果たしていることを示している。

6. 「生活モデル」とインフォーマル部門

ここで、「生活モデル」というものを題材にとりながら、インフォーマル部門がどのようにして生活に関わってくるのかということを見ておきたい。広井は著書『ケア学』で、「ケア」ということが生活のひとつの原理になるという考え方を提出している¹⁰⁾。

なぜケアが生活の中心原理になるのかという問題について、彼は三段階の生活発展を提示しモデル化することで答えを見出している。このときに、健康転換という医療発展の考

え方を基礎にして提出されている。この健康転換という考え方は、公衆衛生論および保健学、医療学からの転用である。第一に、医療モデルというのがあり、第二に、医療モデルから生活モデルまでに至る途中に、予防・環境モデルと心理モデルが存在し、さらに第三に、生活モデルの段階が考えられている。健康に関する生活の発展が三段階に起こるであろうと想定されている。

第一の段階では、健康に対する医療の考え方の転換が背後に存在すると、彼は考えている。疫病に対して医療が発揮される場合には、自然科学的な思考方法がとられると考えられている。たとえば、伝染病が流行した時にこの伝染病を治療するのは、医療の技術であり、このような観点が発達する必要がある。これを医療モデルとよんでいる。これが第一段階の健康政策である。

つぎに、第二段階として、「生活習慣病」に対する生活モデルが考えられている。生活習慣病に対処するために、予防を行ったり環境保全を考慮したりするという考え方が入ってくる。あるいは心理的に考えれば、精神病に対する対処方法というものが考えられる。このような「生活習慣病」に対処する考え方というのが、第二段階である。

最終的には、老人の障害に対する支援が、健康モデルの最終段階にきて、これが生活モデルの第三段階にあたりと考えられている。つまり、生活のなかでの障害に対するケアということが、特に高齢者に対するケアというものが中心となるような「生活モデル」が、生活の中心を占めるに至ると考えられている。これは自然科学的な考え方から徐々に人間科学的な方向に至るという理念をモデル化したものであると想定されている。彼の場合には、ケアのなかでも社会的なケアというものが最終的な到達目標である。個人的なケアから最終段階として社会保障を含むような、社会的ケアが中心になるような状況を「生活」と呼んでいることになる。

ここでは、医療サービスが中心になるような社会から、次第に福祉サービス、社会サービスというものが中心となるような、社会転換が起こるであろうと考えられている。疫病や伝染病に対処する場合には、隔離された施設でサービスの行なわれるような医療モデルが中心であった。ところが、次第に在宅あるいは家の周辺部において、あるいはコミュニティの内部において、地域の中でのサービス中心の社会になるであろうという見取り図が表明されている。医学を中心とした自然科学的な対処方法から、最終的には生活のなかで、家族・近隣によって障害者に対処するような、在宅あるいはコミュニティレベルでの、いわばノーマルな生涯モデルに導くであろうということを、彼は生活モデルへの転換とよんでいる。

ここで広井の考え方で、ひとつの問題があるとすれば、ケアということについて、彼は一元的な見方をしているのではないかと考えられる点である。つまり、通常ケアというのは日本語に訳すと介護と訳されてしまうが、英語のケアには、これは東北大学の川本氏などが指摘しているように、「配慮」や「世話」という、幅広い訳が当てはまるような、単にサービスの分野に限るのではなくて、心の動きやあるいはもっと社会全体のなかでの配慮の動きのようなものが含まれるという解釈が存在する¹¹⁾。

この生活モデルでは、このような配慮や世話ということを社会的に行なうことがケアであるという定義をとってしまうことになる。ケアが社会的に提供されるようになる、いわ

ゆる「ケアの社会化」現象が現れるのが近代化のひとつの特徴でもあるので、この考え方はひとつの解釈としてあり得る。近代化のモデルのなかでは、「社会保障がなぜ生まれるのか」、あるいは「ケアが社会的なレベルで行なわれることが社会保障の目的であるとする」という議論は存在しうるが、ケアという考え方の原点にかえて反省すると、定義としてはすこし狭く考えすぎているのではないかと思われる。

7. ケア原理とケアの二面的性格

それでは、ケアというものを生活の原理、つまり中間段階で組織化される場合のケアというものを中心に据えるとすれば、発展段階的なケア概念以外に、どのような考え方があり得るのであろうか。ここでもうひとつの問題提起を行ってみたい。ケアがサービスとして、どのようにしてインフォーマル部門で作用するのかについて考察することが重要であると考えられる。

ケアには、感情的なサービス面と物理的なサービスの面という、二つの面のあることが、C・アンガソン『ジェンダーと家族介護』において、彼女が聞き取り調査を行うなかで整理されている。この場合の、ケアについて二つの意味という認識はケア論の系譜のなかでかなり有名な考え方で、それまでもヨーロッパのかんりの文献のなかで、数多くの解釈がなされてきている。ケアには、「ケアフォ（care for）」という考え方と、「ケアアバウト（care about）」という考え方の二種類があると考えられている。ここでは、ケアの機能という点から考えて、ケアフォの方を世話サービスであり、ケアアバウトの方を感情サービスと考えておきたい。つまり、ケアでも世話という物理的なサービス提供の面だけに限ったものをケアフォとよび、「配慮」を行うことでケアの心理的な特性を引き出すような面を、ケアアバウトとよんでおきたい¹²⁾。

ケアには、通常これら二つの原理が同時に存在して、ケア活動を行う場合に、実際に労働サービスとして、つまり機能的な物的な世話として、ケアを行なうケアフォの面と、感情を含んだ配慮として、愛情を持って配慮を行うケアアバウトの面との両方が織りなすように活動が行われている。このような二面性をもっていることが、ケア原理の特徴である。

このように考えると、ケア活動の特性について、とりわけ社会的なサービスとして提供される場合には、二つに分けて考えることが可能になってくる。C・トマス（1993）は、このようなケアの二重の意味について、「活動の状態（activity state）」と「思いやりの状態（feeling state）」とに分けて考えている。ケア・サービスの場合と同様にして、一方の活動状態には、ケアの仕事や作業や労働が含まれ、他方の思いやり状態には、ケアの感情や情緒や愛情が含まれる。そして、ケアの研究者たちがはじめに立ち止まる困難は、ケア現象には二つの顔があり、それが社会に現れるときに意味がずれたり性質が偏ったりして、混乱を来すことがある点であることを指摘している。

この議論では、もうすこし慎重な検討が必要であろう。この点で参考になるのは、グラハムの考え方である。グラハムは、ケアの授受という面に注目している。ここには上記のような二つの次元が存在すると考え、このことが社会的にどのような影響を及ぼすのかに

ついて考察している。上記とほぼ同じではあるが、グラハムの分類にしたがえば、第一には物理的な (material) 面があり、これは家事や育児などの家族の再生産として現れる労働 (labour) であり、第二には心理的な (psychological) 面があり、愛情や感情を含む現象としてのケア、あるいは感情的なサポートとしてのケアである。ケアにこのような「労働」と「愛情」という二面性が同時に含まれることになるが、このことにはどのような意味があるのだろうか。

グラハムは、このようなケアの「二重特性 (dual nature of caring)」が家庭と社会のなかで展開され、特別な意味を持つようになると考えている。このフォーマルとインフォーマルとの調整には、この「二重特性」が働くことになると考える。つまり、一方においては、ケア・サービスはフォーマル部門へ向かって変化していき、このようなケア・サービスを規格化するような動きが、現れることになる。ここでは、ケア・サービスは労働であるという面が強調され、サービスのなかでも標準化が可能な部分が取り出され、市場労働や公共サービスとして提供されることになる。

他方、インフォーマル部門では、むしろこれらの傾向とは異なる展開が行われる傾向にある。むしろ、フォーマル部門では引き受けることのできないような、親密な関係で行われるようなケアだけが残され、これらが提供されることになる。これらの二つの局面で、それぞれが分離する傾向を持つ場合には、全体的な調和あるサービス提供が困難になり、機能不全を起こす場合もある。最終的には、これらの二重の調整が生ずる必要性が生ずることになる¹³⁾。

8. サービスの標準化

ケア・サービスの社会化が進行する理由は、ケアの二重特性のなかで、とりわけケアフォ的な面が強調され発達し、その結果サービスの標準化が進むからである。けれども、通常の商品とは異なって、この社会化には特別な標準化のプロセスが存在する。ケア・サービスは、通常の商品といくつかの点で相対的に異なる性質を持っている。サービス提供者とサービス需要者との間の関係が他のサービスよりも親密性の度合いが深い。たとえば、個人の身の回りの世話や、医療や福祉に関わるサービスが多く含まれている。

経済人類学のI・コピトフなどが指摘したように、財・サービスが商品化されるか否かという時に観察される単一性 (singularization) あるいは特異性という性質は、このようなケア・サービスの特徴の多くを表している。ある種の財・サービスは、交換を行う場合に、完全に自由に交換されるほどには、(1) 共通性を持っていない (uncommon) (2) 独特なサービス特性を持っており (unique)、つまり (3) この世の中でただ一つしか存在しないような単一的な性格 (singular) などをもっている。このような性質を持つような財・サービスは、市場で商品化されるには難があり、また政府によって社会化され公共的な供給による場合にも困難が生ずる。つまり、完全にフォーマル化することは難しいという特質を持っている。したがって、通常は家族やコミュニティなどのインフォーマルな制度に依存して、供給される場合が多くなる¹⁴⁾。

たとえば、家計内には、一方では前述の市場の商品化や、政府の社会化という作用を進める圧力が存在すると同時に、他方ではこれらを排除し、個別のサービスを組織化するような作用が働いている。後者のような単一化作用は、市場交換のようにその場限りで終わるような短期的な取引関係ではなく、個別のサービス関係を長期的に継続させるような関係である。

これまで述べてきたように、ケア・サービスが家計から外部化される傾向が存在する一方で、家計内に残存されるサービスも数多いことが知られている。そして、これらが残存するなかで、家計内の組織的な凝集性を高め、信頼関係や愛情などの親密な関係を強化する役割を果たしている。つまり、このような状況では、完全に商品化されたりあるいは政府によって社会サービスとして提供されたりすることが難しい財・サービスが存在するということである。

けれども、近年になって、このような状況のなかで、単一性という性格を持ってきていたケア・サービスのなかにも、保険や政府の補助などの制度的な支持を得ることによって、従来は商品化や社会化が不可能であったようなサービスが、次第に市場交換や政府の供給のもとに、供給される場合が多くなってきている。それではなぜこのような商品化や社会化が可能になってきたのだろうか。

まず、サービスにおける標準化の進展という事態が、社会化や商品化が進む理由として、挙げることができる。市場取引の緩和や公共政策の拡大によって、多様なサービスが市場と政府によって取り扱われるようになってきた。このような取り扱いが可能になったのは、市場圏の拡大や政府予算の拡大によるものである。この結果、これまで家族やコミュニティのなかで限定的に供給されてきたようなサービスが、不特定多数に対してではないにしても、地域や世代に対しての限定的なものである場合が多いが、このような人びとに対して、ある程度場所を選ばずに供給できるほどに、いわば「標準化」されることになった。このように中間的に、半分ほど標準化が行われるようなことが、ケア・サービスが民間企業や政府サービスとして供給される必要条件となっている。部分的に標準化されてはいるが、すべてにわたって標準化されるわけではないような、「半標準化(half-standardization)」とよばれるような状況が作られるようになってきている。

これまで、家族やコミュニティのなかで、自然の動作、料理など家事の腕、介護の自然な親切さ、実地の経験、偶然のタイミングでの対応などとして非標準的なサービスが行われていたが、これらは利用可能なサービスの系統的な知識に基づいて、ケア・サービスの社会化過程のなかで合理的なマニュアル操作に置き換えられる標準化の傾向をもつ。もっとも、このようなサービスが提供されるのは、その目的やミッションが重要で生起する場合もあり、これらはきわめてそのプロセスに依存することとなっている。新たなサービスが標準化によって生み出されるか否かは、その過程に依存しており、その限りでは標準化というのは相対的な過程であって、自己完結的ではない¹⁵⁾。

この結果、ケア・サービスにおいても、これらが市場システムで取引されたり政府サービスの一環として供給されたりするためには、クラス分けされたケアの種類、様式、等級、規格などについて、ある程度の「標準化」が行われる必要がある。そして、一見するとケアのように、標準化が困難であるようなサービスであっても、また標準化に適し

ていないようなケアであっても、ひとたび測定尺度が定められれば、可能な限りその尺度にしたがって、サービスの時間、密度、スピード、そして集約度などの基準で、取引、売買、あるいは提供されていくことになる。この後、このような尺度は、現実に合わせて改善され、いっそう正確な測定と、徹底した合理的な標準化プロセスが考案されることも可能となる。

本来、ケア・サービスは、このように特殊で単一的なサービス特性を部分的に反映しているため、すべてにわたって標準化されるには困難な性質がある。前述のように、ケアは、無形的であり、生産と消費が同時に生ずる性質があるため、前もって財・サービスの特性をすべて標準化することが難しい。サービスの受け手の期待しているサービスを、サービスの供給者が提供できるためには、そのサービスについて双方が共通の認識を持っていなければならない。そのために、通常は財・サービスの性質が標準化され、購入前に対象物を確認できるシステムが存在しなければならない。ところが、ケア・サービスにはそのような標準があらかじめ存在するわけではない。

筒井（2001）が指摘しているように、介護サービス計画を作成する過程で、それがたびたび変更されるが、なぜ変更されるかと言えば、それは介護を受ける利用者の都合によるものではなく、むしろ利用者の家族の都合による変更が多いということがある。つまり、このことは介護サービスの代替する内容対象が家族員のサービスであることを示している。

このことは、介護サービスが家庭内経済の活動特性と関連していることを如実に示している。家庭の経済では、近代になって、いわゆる「家計機能の外部化」という現象が起こってきている。ここで、「外部化」というのは、家庭内に本来あった機能が、次第に外部の市場や政府のサービスに任せられてきたということを示している。ここで家計機能の外部化とよばれるようになった事態は、家計の経済的な活動のなかでも外部へ任せることが可能なサービスが選択され、次第に外部化が行われるようになったといえる。たとえば、料理という活動が外部に任せられて、「外食」という活動が成立することになる。このときに、家庭内に存在するケアフォという活動は外部化される傾向を持っている。それに対して外部化されたものが、家族内に向かって、必ずしもそれは愛情とは限らないが、たとえば社会的な配慮をもって適応されてくるのがケアアウトの方向である。つまり、個別化され外部化されていくケア作用の面と、このような方向ではなくて、社会的なものが徐々に家庭の中に入ってくるようなケア作用の面とが存在する。そして、この両方がバランスをもって存在することが、家族を中心とした、あるいは家族とコミュニティを巻き込んだ、公式・非公式の中間組織を考える上では重要になってくる。

介護サービスや社会福祉サービスを行なうようなグループが形成されるときに、このようなケア原理がそこで発揮されるが、そのケア原理には家族機能が中間組織に外部化されていくという面と、中間組織によって家族やコミュニティに対して、ケアアウト的なサービスというものが逆に温存される面とがある。このような相互作用が起こるところで公式・非公式の中間組織というものの生成原理が働いている。

このように二つの面が相互作用を行うという総合的な観点があれば、「外部化」という現象のみが社会の発展と同時に必然的に起こってくると仮想するような、一面的な考え方

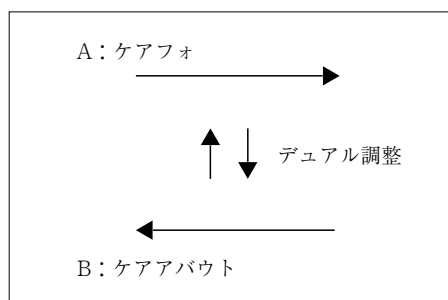


図4 フォーマル化とインフォーマル化のデュアル調整

をチェックすることもできる。また、家族と社会との相互作用の中で生ずると考えられる中間組織についても、単純なサービス経済化が生ずると考えるのではなく、もう一度その動きがフィードバックされて家族の中に相互作用として影響が入ってくるような、内部化されるという面があり、これら両方が同時に中間組織形成には作用すると考えることができる。さらに、この考え方がもっとも妥当性をもつのは、新たな中間組織が生成される場合である。このような中間組織の生成過程では、ケア原理の二面的な作用の両方ともが観察される場合が多い。

つまり、今日ケア・サービスというものについて、誰が需要し誰がそれを負担するのかが問われている。この場合に、一方ではこのようなケア・サービスを市場や政府組織のようなフォーマル部門に任せようとする傾向が存在する。このような「ケアの社会化」という傾向には、少子高齢化による家族の変化と、それから政府の対応や市場の変化などが対応している。他方、同様にして、ケア・サービスをフォーマルではなく、家族やコミュニティなどのインフォーマル部門に任せようとする傾向も存在する。つまり、市場や政府ではケアできないような種類のサービスはやはり、インフォーマル部門である家族やコミュニティに近いところで供給することが求められているという現実も存在する。そして、ここで重要なのは、今日この二つの傾向に対して、双方から強い圧力が存在するためにその程度は不確定であるにしても、これらが同時に成り立ってしまうことである。このときに、これらの相異なる傾向に対して、社会的にバランスを取るような二重の調整が行われる必要がある。

9. 生活政策と中間組織

「生活政策」という言葉は、すこし抽象的な言い方をするなら、人びとの間で観察される不確実な「身の回りの社会状況」に対処して、有効な「改善」を目指しての人為的な操作を行うことである。「生活」という習慣化された領域と、「政策」という人為的に操作可能な領域とが結びつけられた活動を表す言葉として、選ばとられてきている。このように合成された言葉が使われるに至るには、その背景にこのような現実を反映した状況が存在する理由があるからである。

つまり、この小論では、このように「生活」と「政策」という言葉が結びつけられるに至る、現代の複合的な状況を考察してきた。また、あえて「家計」という経済分野の活動だけに限るのではなく、生活という、異なる機軸が対立しつつ発揮されている、習慣の複合的な領域が存在する意味は何か。またこのなかで、政策とはどのような意味をもっているのか、などの点を理論的な問題として考えてみた。ここで生活政策の可能性について考えることは、すこし見方を変えるならば現実の生活の場において、どのようにして政策的な活動が可能になるのかという問題そのものであるといえる。家計や生活というやや私的な場と、政策というやや公共の場がどのようにして結ばれているのかが、そのひとつの焦点となる。その場合に、ここでは、個別、個人というところから出発するのではなく、個人間の相互作用が行われるなかで、組織がどのように生成されるのかという問題関心から、生活ということを考えてきた。本来、生活という場では、習慣や慣習が支配する場合が多く、操作的な考え方である「政策」や「経営」は馴染まないはずであった。ところが、近代の進展によって、生活領域のなかで他者との共同を図るために、行動ルールの標準化が必要になり、この結果公共の企てを人為的・計画的に導入する契機が数多く存在するようになってきている。

生活という問題領域については、これまでさまざまな観点からの接近が試みられている。人間生活の側面には、自然科学によってわかる分野も存在するし、人文科学あるいは心理学的な接近による方法も試みられている。これらの総体として、生活という名称が選択されてきている。これらが隣接して関係し合う現代の状況を表す言葉として、生活という言葉が選択されてきている。生活とは、現実の世界そのものであると同時に、研究の方法でもあり、現象であると同時に、現象の深層をも表してもいると解釈されている。現実のところ、生活の意味は多様なものを含んでいて、ひとつの意味でこれが生活だということはいえない状況にある。むしろ、生活と呼ばれることに、現代生活の意味の混沌とした状況が反映されていると考えた方が適切であるかもしれない。つまり、個別な生活もあるし、社会的な生活もある。生活という考え方には、このことを絶対的な意味で捉えようとするのは難しい現代の身の回りの問題状況がここに反映されているといえる。

けれども、他方において、生活という研究領域を設定することには、利点のあることも確かである。第一に、総合的な概念であるという特色を生かして、その分野に多様な観点を持ち込むことが可能である。第二に、動的な概念であることで、変化を対象とする思考を発展させることが可能である。第三に、中間的な概念であるために、個人でもなく社会でもないような、これらの媒介的な分野を分析することに適している。

さらに前述のように、近年このような領域において、新たな中間組織による社会的な活動が目立ってきている。とりわけ、社会科学にとってこのような生活領域での中間組織の動きを見るためには、生活という問題設定は、たいへん便利な領域画定である。この小論においても、このような今日的な中間組織に反映される点において、生活という対象領域を考えてきた。中間組織の特徴を考えるなかで、社会科学的な接近によって、現代の生活のひとつの姿を捉えてみた。

このような個人と社会を結ぶための中間組織は、今日さまざまな経路にしたがって生成されてきている。前述のように、伝統的な中間組織は今日においてもなお重要な社会役割

を果たしている。それらは、政府、企業、それからさらに、家族とコミュニティという四つの次元に分類されるものがある。けれども、近年混合化や接合化が進んできている。ほかの中間組織の分野が拡大しているために、部分的にはこれらの伝統的な中間組織が徐々に意味を希薄化させてきている。あるいは近代化の流れのなかで他の物と浸透しあったりあるいは境界線がかなり揺らいだりしているということがあり、その中間段階でどのような組織が出現するのかがここで問題としてきた点である。

大衆社会状況では、個人が直接社会に結びつけられるという状況は、実際には直接民主主義として成立すれば良いが、通常は好ましくない場合が多い。中間段階で情報やコミュニケーションのふるいわげがなされる必要があり、いくつかの段階にわけて結びつけられる必要がある。このような中間的な伝達手段・組織が出現する理由が、今日のミックス的な社会状況には存在する。最終的に、中間的な組織が現われ調整が行われるという状況それ自体が、現代生活の現実の姿を示している。

ここでは、政策ということの意味がすこし変化しているのを見ることができる。これまでみたように現代では、政府が行う操作的な施策としての政策ではなくて、中間段階の組織が表われることによって、生活のなかでの組織経営の意味として、この政策という言葉が使われるようになる傾向がある。それは、特に中間組織というものが関わるなかで、このような傾向がみられる。生活が政府のガバナンスによって影響を受けるという面よりも、むしろ中間組織の経営政策や小規模なガバナンスによって、人びとの作用が相互に浸透し合い、影響を与え合うなかで、つまり新たな中間組織を作り合うなかで、生活が営まれるという面が見られる状況が現われてきている。介護サービスの編成で見てきたように、生活が他者との相互浸透的な作用のもとに営まれるようになってきている。

このような状況のなかで、中間組織生成の問題意識はどのような点にあるのだろうか。生活の変化は、いわば距離化作用という傾向を帯びてきていると解釈できる。つまり、一方において、生活のなかで伝統的な紐帯から開放され、個別化される傾向を見せる。このような個別化は、個人間の距離を隔てる傾向、つまり遠隔化作用が行われる過程と考えられる。しかし、他方においてそれと同時に、個別化される過程で発生した個人を扶助するような中間組織が育ってくるにしたがって、それらの中間組織は個別化された個人を新たな組織に統合するような傾向を見せる。つまり、個別化された個人を結び合う接近作用を及ぼすようになる。

このようにして、中間組織が発生する理由には、これまでの伝統的な組織では機能できなくなったという消極的な理由があるが、他方独自の積極的な理由も存在する。それは、伝統的な組織をサポートする機能である。双方を媒介し、中間的な調整機能を発揮することで、伝統的な組織の欠点を補完する役割が期待されている。

組織の限界があるために、伝統的な組織が機能しなくなる。このような状況が中間組織を発達させると、一般的には言うことができる。けれども、この過程はかなりダイナミックな経過をたどる。たとえば、社会学者R・マートンや経済学者T・ヴェブレンが指摘するように、伝統的な組織はそれが標準的な成果を達成すればするほど、そこに新たな状況に対処することには無能力となってしまう場合があるとされる。彼らによって、「訓練された無能力」あるいは「訓練された無知」とよばれた状況が存在するようになる。このよ

うな状況が現れると、従来の方法では新たな問題の処理が困難になるために、そこに新たな組織が創造される。このとき、問題状況がもとの組織の構成員たちに理解される必要があるために、その問題を説明されるための新たな「言葉」が作られることになる。このとき、古い組織と新しい組織との間で秩序を形成するためのルールが標準化されることになる。通常、このようなルールの標準化は、二つの作用をそれぞれの組織に及ぼすことになる。古い組織に対しては、ルールの標準化は古いルールを「破壊」する方法として作用するし、また新しい組織に対して標準化は新たなルールで秩序立てられるために、「創造」的な作用を及ぼすことになる。

中間組織の及ぼす「標準化作用」は、このように組織に対して、きわめて極端な「二面性」を形成することになる。経済学者のシュムペーターは、企業家が新たな革新を古い市場に持ち込んで需要創造を行い、新しい市場を形成することを、「創造的破壊」とよんだ。同様な事態が組織形成の場面においても生じる。すなわち、このような中間組織ができて、伝統的な組織との間で標準化が行われ、古い組織が破壊され、新たな組織形成を行うことをここで「組織の創造的破壊」とよんでおきたい。

このように現在のように、公と私、営利と非営利、さらに公式と非公式との間で、これらの間を調整するような組織化が頻繁に生じ、上記で指摘したような中間組織を形成するような状況が、このような「組織の創造的破壊」現象の典型例として挙げることができる。したがって、このような中間組織の生成や進化の過程では、標準化は古い体制に対してはきわめて攻撃的な作用を及ぼすことになる。

10. なぜ中間組織が必要とされるのか

この小論では、生活領域で中間組織というものがなぜ存在し、なぜ増加するようになったのかについて考察してきた。近年、小さなグループ・中間組織による営利・非営利活動あるいはケア活動が、経済社会の生活分野のなかに頻繁に見られるようになってきている。このような小さな中間集団は、個人と社会を媒介しており、政府・企業・コミュニティ・家族などのこれまでの伝統的な中間組織と競合し、かつ共同しながら活動を活発に行いつつある。これらの小集団の中間組織は、媒介機能などの中間性を持っているために、現代社会のなかで実際に求められてきていると考えられるが、それぞれ異なる局面、状況のなかで、特有の役割を担ってきている。そして、これらの中間組織には、共通に見られる重要な役割も存在する。このように共通する中間性という性格には、どのような特徴があるのかについて、理論的に考察してきた。

この考察のなかで、公私をめぐる中間組織には、次の三つの分類が存在することがわかった。第一に、市場と政府間における中間組織の生成、第二に、営利と非営利間で見られるような中間組織の生成、そして第三に、公式と非公式間で観察される中間組織の生成である。そして従来、第一と第二の中間組織の生成については、「市場の失敗」「政府の失敗」論、あるいはパートナーシップ論、信頼財論などによる説明が行われてきており、整理と検討が行われてきていた。この小論では、とりわけ第三の公式と非公式間で見られるような中間組織の原理に注目して、この原理が従来の議論とどのような点で異なり、どの

ような点で共通しているのかについて注目してきた。

つぎに、この小論の後半で追求してきた点をまとめておきたい。なぜフォーマル部門とインフォーマル部門の間に、中間組織が必要とされるのかという点である。

第一に、インフォーマル部門側の事情で中間組織を必要とする状況がある。家族やコミュニティなどで提供されていた家事労働などのインフォーマルなサービスが今日フォーマル化する傾向を見せている。とりわけ、ケア・サービスについては、家族の世帯人員の縮小化や、女性労働増加による家計内労働力の減少などのために、インフォーマル部門での物理的なサービス供給力が低下している。このため、ケア・サービスのなかでも、とくにケアフォ的なサービスが家計やコミュニティなどでは不足しがちになる。この結果、このサービスを補うために中間組織が必要とされてきている。

第二に、フォーマル部門側の事情でも中間組織の支援を求める傾向が存在する。ここで重要なことは、なぜすべてのケア・サービスが家族やコミュニティから外部化されてしまわないのか、という点である。近代化の進展は、市場や政府などのフォーマル部門の増大を招くことは知られているが、この結果財・サービスの商品化と社会化が増進することになる。多くの財・サービスがこのような傾向をたどるなかで、実際にはそれにもかかわらず、今日までケア・サービスの分野ではインフォーマル部門からの外部化が進まなかった理由が、制度的にも、またサービスの性質としても存在する。フォーマル部門では、商品化や社会化を進める場合に、合理的な取引や提供を行うために、財・サービスの標準化が行われることになる。けれども、ケア・サービスの分野では、このような標準化には困難な性質を含むような、単一性的なサービスが数多く存在する。このため、標準化が進まないという事情がある。

第三に、この小論で明らかにした点は、ケアに働く原理的な特徴として、ケアフォとケアアバウトという二面性があり、とりわけこのケアアバウト的な、感情ケアとしての側面がフォーマル部門では供給に失敗するケースが多く、この点でインフォーマル部門との共同が求められることである。この結果、フォーマル部門とインフォーマル部門との中間組織が必要とされることになる。ケア原理はケアフォ的側面とケアアバウト的な側面が拮抗することで、はじめて有効になるが、現代社会のなかではフォーマル部門ではケアフォ的な物理的サービスは過剰に生産される可能性があり、ケアアバウト的な感情的なサービスは過少にしか提供されない。他方、インフォーマル部門では、ケアフォ的なサービスはどんどん外部化されるために、内部にはケアアバウト的な面だけが残ってしまい、バランスを崩してしまうことになる。ケア原理が非対称的になり、調整を必要としている現状が存在するといえる。いずれにしても、このような公式-非公式の間で、中間組織が必要とされているのは、この分野ではケアフォ的な面とケアアバウト的な面とが存在するために、これらを拮抗させるようなケア原理による調整を必要としており、この役割を担うには中間的な組織である必要があるということである。

最後に、このように見てくると、公私問題において、中間組織が求められることには、共通の問題のあることが明らかになってくる。つまり、公私問題の多くの場合には、同時にまったく逆の作用が非対称的にはたらく場合があり、これを具体的な現場で調整するには、完全に私的な組織でも適当ではなく、また完全に公的な組織でも適当ではない。これ

らの中間的で、柔軟な組織が求められているという事情が存在するからである。ケア原理の調整で見たように、中間組織がこれらのデュアルな調整の結節点になり、社会の非対称的な変化に対して、調整を行うことが期待されており、この結果新たな中間組織がこのような事態に対応して求められることになっているのである。

注記および参考文献

- (1) NPOやNGOが増加していることは、1998年に「特定非営利市民活動法人法」ができて、それ以降申請が出ており、実際の状況が報告されてきていることからわかる。この申請量はかなり増えてきている。2001年には1万件を超え、その中で認定されるものも増えてきている。ボランティアな団体については、全国社会福祉協議会の調査で2002年現在のところ約6万2千団体であり、約570万人の人たちが広義のボランティア活動に加わっているという統計があり、これらの実数は年々増えてきている。ただこのボランティアな団体の把握については調査の仕方によってずいぶん分差があるので、量として捉えるのはかなり難しい状況にある。

表1 ボランティア活動の団体数と参加人数

区 分		市	23区	政令都区	町	村	合 計	
個人	個人ボランティア人数	(A) 把握	142,109	16,190	33,078	105,288	12,646	309,311
		登録	121,765	12,054	27,068	92,887	11,145	264,919
団体数・実人数	ボランティアを主目的とする	(B) 把握	30,015	1,300	6,276	21,423	2,841	61,855
		団体数 登録	25,085	854	4,715	19,294	2,508	52,456
	(C) 把握	1,296,237	40,396	207,336	592,048	71,146	2,207,162	
		人数 登録	979,142	28,831	162,758	507,212	58,523	1,736,466
	ボランティアを主目的としない	(D) 把握	10,567	419	1,313	13,681	2,472	28,452
		団体数 登録	5,733	53	338	8,394	1,780	16,298
(E) 把握	1,601,639	11,801	71,397	1,300,027	171,589	3,156,453		
	人数 登録	877,879	4,051	12,257	649,996	76,162	1,620,345	
合 計	(B)+(D) 把握	40,582	1,719	7,589	35,104	5,313	90,307	
		団体数 登録	30,818	907	5,053	27,688	4,288	68,754
	(A)+(C)+(E) 把握	3,039,985	68,386	311,811	1,997,363	255,381	5,672,926	
		人数 登録	1,978,786	44,936	202,083	1,250,095	145,830	3,621,730

資料：全国社会福祉協議会（2002）

さらに難しいのはSOHOやコミュニティ・ビジネスがどれくらいあるのかという統計である。結局、事業所などによって調べなければいけないので、公式的に統計として存在するものとしては、事業所統計を主体にした産業連関表などで数字は捉えられる。それから、介護団体・グループの概数については、厚生労働省の調査などによって把握できる。いずれにしても、このような言葉で区分できるものをあげただけでも、あるいは統計上数えることのできるものだけでも増えている傾向を見ることができる。

表2 主な在宅介護サービス事業所数の変化

	2000年	2001年	2002年
訪問介護	9,833	11,644	12,346
通所介護	8,037	9,138	10,485
福祉用具貸与	2,685	3,839	4,099
居宅介護支援事業所	17,176	19,890	20,694

資料：介護保険サービス状況調査2003（厚生労働省）

表3 経営主体性別事業所数の構成割合

平成14年10月現在

	事業数	構成割合									
		総数	地方公共団体	公的社会保障関係	社会福祉法人	医療法人	社団法人	協同組合	営利法人(会社)	特定非営利活動法人	その他
居宅サービス(訪問系)											
訪問介護	12,346	100.0	2.1	—	39.3	10.1	2.1	4.8	36.1	3.9	1.5
訪問入浴	2,316	100.0	2.1	—	67.3	2.5	1.1	1.1	25.0	0.6	0.2
訪問看護ステーション	4,991	100.0	4.9	2.3	10.1	50.7	16.8	5.1	9.2	0.5	0.5
(通所系)											
通所介護	10,485	100.0	4.6	—	69.2	7.0	1.1	1.5	12.7	3.0	0.9
通所リハビリテーション	5,568	100.0	3.5	1.4	8.1	72.3	3.2	—	0.1	—	11.4
介護老人保健施設	2,832	100.0	5.3	2.2	15.7	72.9	3.2	—	—	—	0.7
医療施設	2,736	100.0	1.7	0.6	0.2	71.6	3.2	—	0.1	—	22.4
(その他)											
短期入所生活介護	5,149	100.0	6.5	—	91.6	1.0	0.1	0.1	0.5	0.1	0.2
短期入所療養介護	5,655	100.0	5.1	1.7	7.9	73.8	2.9	—	0.1	—	8.5
介護老人保健施設	2,838	100.0	5.3	2.1	15.5	73.2	3.2	—	—	—	0.7
医療施設	2,817	100.0	5.0	1.2	0.2	74.5	2.6	—	0.1	—	16.3
痴呆対応型共同生活介護	2,210	100.0	0.8	—	32.9	24.8	0.7	0.1	34.1	6.4	0.3
福祉用具貸与	4,099	100.0	1.0	—	5.6	2.6	0.4	0.4	84.7	0.5	1.2
居宅介護支援事業所	20,694	100.0	5.7	—	36.4	25.4	5.3	3.6	20.6	1.5	1.6

資料：介護保険サービス状況調査2003（厚生労働省）

ここで問題にするような中間的な組織化が増大していることは、このような実際上の活動団体数が増えていることに現われている。けれども、もうひとつには、これまで公式統計に現われてこなかったような、非公式な活動が公式化されるにしたがって、統計のなかに顕在化してきているという事情も作用している。このような中間段階での組織が増えることは、どのような状況があらわれていると考えたら良いのだろうか。どのような理由で生成され、なぜ増加するのかということを確認しておきたい。

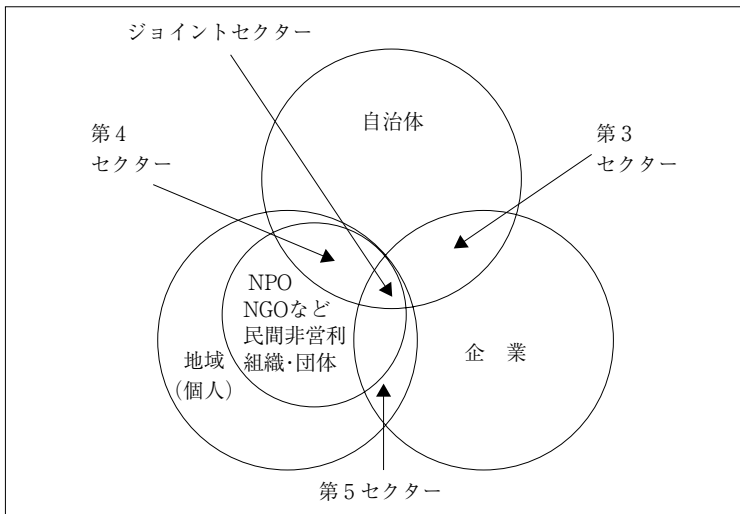
- (2) たとえば、ワイズプロットの公共財モデルがある。これは、公共財の集合性という性質に注目した理論である。通常、図に書いてみると、人々の効用を足し算したかたちで社会的な効用関数が出てくるというのが公共財の効用関数である。低位の投票者と高位の投票者と中位の投票者とを比べてみると、中位の投票者に代表されるような価格付けが公共財では行なわれてしまう傾向が強い。そうすると、上位の投票者と低位の投票者にとっての価格決定が、中位の投票者に引きずられるかたちで行なわれてしまう。両方にとっては不満な状況が起こ

るということになる。したがって、中位以外の投票者にとっては、公共財が少なすぎたり多すぎたりという不満な状況が起こってしまうことになる。もともと公共財というのは、万人に共通に供給されるところに共通点があったが、営利・非営利の中間段階で起こってくる、非営利組織が提供するような公共財というものは、ある地域やある特定の集団や狭い段階での公共財というもの、つまり共通に人々が需要するようなものを供給するようところに秀でている。中位投票者の選好に偏るということを避けることができる可能性がある。中間段階の組織化というのが非営利組織によって可能であろう。このような小回りのきく公共財モデルというものが、非営利組織によって可能である。

吉田忠彦（1992）「非営利セクターの役割と形成——契約の失敗論から政府調整論へ」公益事業研究 VOLN：44（1）PAGE：43-58

- (3) このような中間組織をいかに定義するかをめぐって、いくつかの考え方が存在する。図5は、第三セクター論（出井）のなかで提出されているものである。彼は、伝統的な組織として自治体と企業を考える。そして、この中間段階に民間非営利組織、第三セクター、第四セクター、第五セクターというものが介在するという考え方を示している。ここで指摘されている第三セクターは、欧米で使用されるような広い意味の第三セクターではなく、むしろ狭義の第三セクターを指している。自治体が従来担ってきたような公共的な事業を企業化させて運営するような企業体を指している。このような企業的な部分も、この中間組織には有力な集団として含まれる。

出井信夫（2002）「第3セクターの新潮流」都市問題 VOLN：93（7）PAGE：97-112



資料：神戸市「昭和52年度神戸市報告書」1978年

図5 公共サービスの供給主体の概念図

それから、第四セクターは、自治体と非営利組織との中間段階で作られるものとして想定されていて、たとえば「街づくり公社」のようなものが分類されている。さらに、企業とNPOとの間に第五セクターが考えられている。ここには、コミュニティ・ビジネスやSOHO組織というものが分類されている。けれども、平成の不景気になってから、このような自治体によって設立されてきた第三セクターの多くが、赤字に陥り、不良債権化していることはよく

知られている。つまり、単に自治体の赤字を減らすために企業化するという手法が使われ、中間組織を作り、これによって生活領域の問題が解決されるというものではない。経営の質が問われている。第三セクター方式というものに対する反省も始まっている。ここで考えられている組織は、公的部門と私的部門の中間で成り立つ組織であるという特徴がある。ここには、中間組織全体のひとつのモデル像が示されている。非営利組織などの組織の生成原理にはいくつかのタイプがあることが知られているが、ここでは政府自治体と営利部門である企業との中間という考え方に基づいて生成原理が考えられていることになる。

この考え方に近いと思われるのは、図6で示したものである。この図で、藤田（1993）は公的組織と営利組織との中間段階に、この非営利組織が成り立つものとして描いている。とくに、協同組合組織や社会福祉協議会が典型例として取り上げられて、説明が行われている。藤田暁男（1993）「最近の非営利組織にかんする問題点——「社会的非営利組織」への接近」金沢大学経済学部論集 VOLN：14（1）PAGE：1-36

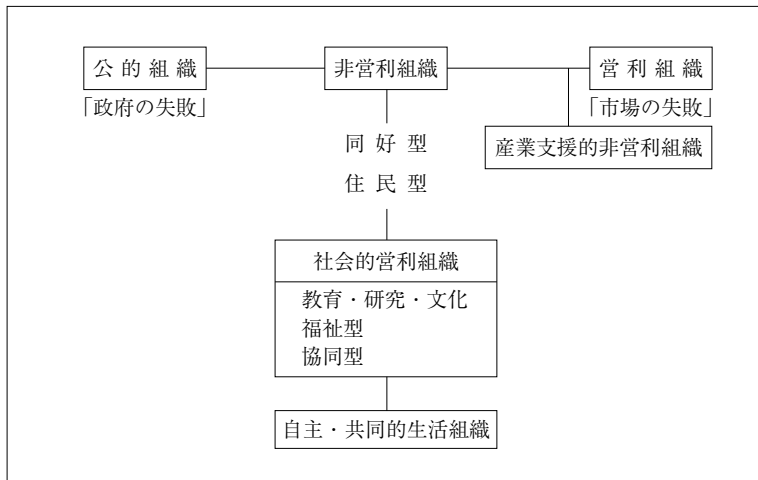


図6

それからさらに、図7に国民生活審議会の考え方を上げておきたい。国民生活審議会の考え方には、政府組織がどのように非営利組織を考えるのかという、公式組織の考え方の代表例が現われている。この図の縦軸に、「公と私」関係を設定するような「公益と私益」を区別する軸があり、横軸に、「営利と非営利」を区別する軸を立てている。ここでは、左半分が営利組織になるので、ここに株式会社、有限会社、合名会社などの法人が分類されることになる。そして右半分に、いわゆる非営利組織が配置される。

- (4) これらの組織の法的な根拠については、民法第33条に法人の設立という民法上の規定があって、これがすべての公式組織の全体を覆って説明している。民法では、営利組織は35条で定義されていて、またその前の34条において、非営利組織が規定されている。民法第34条では、祭祀つまり神社、宗教、慈善団体などの非営利法人、あるいは学術団体、技芸などの文化芸術組織が定められている。このような公益に関する社団法人、財団法人などが所轄官庁の許可を得て、法人を設立することができるという定義をしている。この図のなかで、民法34条にしたがって、社団法人、財団法人を含んだ非営利組織の大枠が定義されている。公益的でおおかつ非営利的という意味が民法34条で定義されており、さらにそのなかで特別法によって法人化されている組織が存在する。たとえば、社会福祉法人、学校法人、宗教法

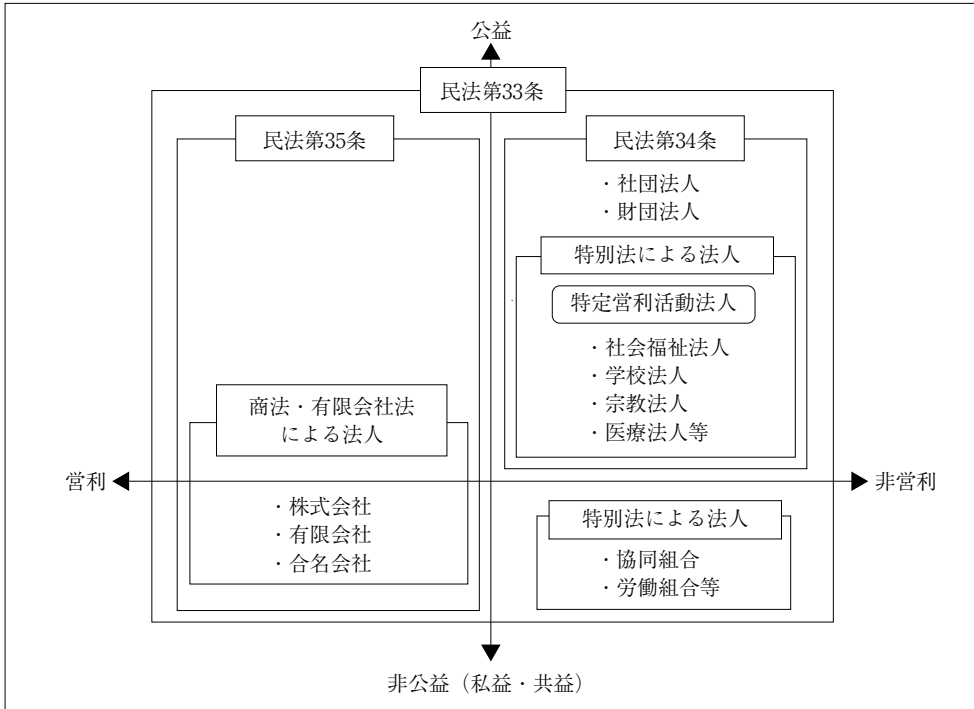


図7

人、医療法人などは、この分類に従っている。これらは、近年生じてきている新たな非営利団体と比較すれば、歴史のある非営利団体なので、これまでも行動パターンについては経済的な活動についての調査、研究が進んでいる分野である。これらに対して、すでに知られているように、今回とりわけ増えている分野は、この図の右上真中に描かれている特定非営利活動法人（NPO）である。これらの法人についての法律が1998年に成立して、これらの法人が公式な組織として増えてきている。国民生活審議会のなかでも、特に問題にされてきている点である。これらに対して、非営利で共同的な集団に属するものが、協同組合、労働組合などである。これらは特別法による法人の部類に入るので、民法34条からは外れる。けれども、別の法律によって形成されることになる。このような国民生活審議会の公式的な見解からわかるように、中間的な組織は、「公と私」という軸と、「営利と非営利」という軸の二つの機軸で分類する考え方が成立している。このようにして、これまでのような「公私」軸だけで考えるような一元的な中間組織の考え方に対して、もう一つの二元的な中間組織の考え方が現われたことになる。

- (5) とくに、非営利活動をめぐる議論の発展には、かなり注目すべき重要な点が存在する。NPOの分類の定義として最も使われるのは、ジョンズ・ホプキンス大学の「国際分類規格」というものである。これは、1990年に各国の国際比較に使われた定義である。これによって、非営利的な中間組織の特徴を見ていきたい。まずは、「フォーマル (formal)」であるというのが第一の定義である。つまり、公式あるいは正式の組織であるというのが非営利組織の第一の特徴である。法律によって、法人という資格が公式に与えられている。たとえこれが与えられていないにしても、規約上の組織化ということが厳密に行われている必要がある。無目

的な個人が一時的に集るような組織は、非営利組織とはよばないというのがここでの公式の見解である。この点が第一番目に指摘されていることは、あとでの問題と密接な関係を持ってくる。結論を先取りすれば、この点は中間組織ではやはり問題になる点で、「フォーマル」であるということが必然性を持っているかどうかというのがたいへん重要な点を提起することになる。ここでは、非営利活動の条件として、「公式的な」公と私との中間組織ということが、国際的にも必須の条件であることが注目できる。第二番目が、「ノンガヴァメント (non-government)」であるという性質である。つまり、政府から独立していなければいけないという条件である。政府から補助金を得たり支援を受けたりすることは許しているが、ここで非営利組織・法人が政府の従属的な下部組織ではないということである。つまり、民間上の法人という資格を必ず得ていることである。今日、非営利活動と政府との協同的なパートナーシップが唱えられてきており、このような状況では、この点はつねに問題とされることになると思われる。最初の設立で民間が設立したかどうかというのは、非営利組織の場合には重要になってくる。最も重要なポイントが三番目で、「ノンプロフィット・ディストリビューティング (nonprofit distributing)」という、利益配分が行われないという条件である。これもかなり厳しい条件であるが、その組織の構成員の間で獲得した利益を分配してはいけないという条件である。非営利組織の中には、あるいはもう少し広げて、公益法人の中には、収益事業を行なっている団体がたくさんあるため、収益事業をすべて認めないと定義すると、中間組織からはほとんど抜け落ちてしまう。そこでジョンズ・ホプキンス大学の定義では、収益事業は許しその利益を構成員が受け取っても良いことになっているが、ただ内部の出資者あるいは理事などのトップの人たちは収益を受け取ることができないことが、非営利組織の場合には必須条件になる。しかし、公益法人の多くでは、トップも利益配分者になっている場合が多いので、この点から見れば非営利組織から外れることになる。四番目の点は、「自己統治 (self-governance)」である。これに関しては、公式に組織化されているという前述の一番目の条件に加えて、はっきりとした統治の組織手続きが存在するかどうか問われる。意思決定を行う理事会、あるいは決定者がいるかどうかというのが、この第四番目の条件である。ここで問題になるのは、政府との関係あるいは企業との関係のなかで、自己決定できることが非営利組織には求められるということである。自己統治できないような非営利組織というのは、つまりは政府や企業の従属のもとにある場合が多いので、独立した組織とは見なされないことになる。この点では、自立した組織として、人びとの協働とはなにか、政府や企業との協力とはなにかということが、非営利組織にはつねに問われることになる。第五番目には、非営利組織の定義のなかでもやはり重要な特徴になっているのが、ボランティア (voluntary) という、自発的であるということである。自発的に参加することが、非営利組織運営の基本になっている。けれども、この自発性の問題も利益の配分と無関係ではない。たとえば、NGOの中には職員を雇って、相当額の給料を払っている。それでも、ボランティア組織である場合が多い。営利組織では、組織に従属する代わりに、賃金をもらう理由があるわけであるが、非営利組織では公的な目的が主であり、賃金は従であっても許されることになる。この場合に、目的を理解し、自発的に参加することが求められている。

L. M. サラモン、H. K. アンハイアー (1996) 『台頭する非営利セクター：12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社

広川嘉裕 (2001) 「非営利セクターの役割と社会的意義——アメリカにおける事例を中心に」早稲田政治公法研究 VOLN：67 PAGE：89-116

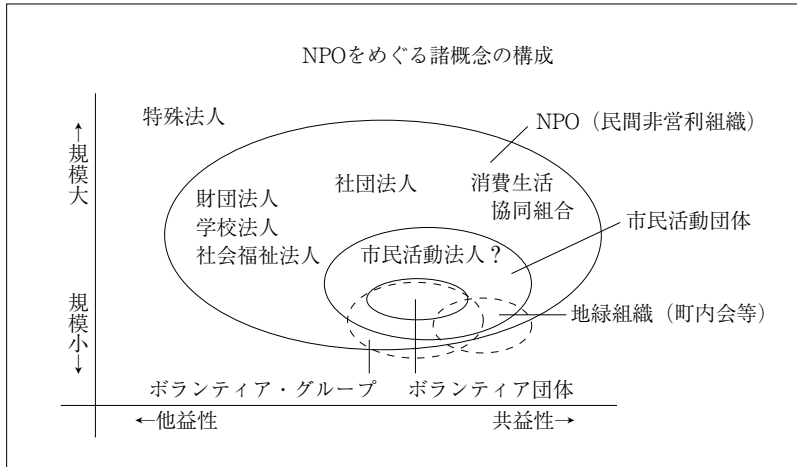
P. F. ドラッカー (1991) 『非営利組織の経営』上田惇生、田代正美訳、ダイヤモンド社

- (6) 遠藤久夫 (1996) 「民間非営利組織 (NPO) の経済理論——非効率な存在から「政府の失敗」 「契約の失敗」の補完的存在へ」東海大学紀要 政治経済学部 VOLN：28 PAGE：347-363
宮垣元 (2002) 「福祉サービスにおけるNPO」加藤・丸尾編『福祉ミックスの設計』有斐閣

(7) 図8は、日本NPOセンターの山岡氏が指摘している図である。この図の中で、非営利組織でも、規模の大小に違いがあり、また機能にも相違があることが描かれている。

山岡義典編著（1997-9）『NPO基礎講座』ぎょうせい

野村秀和（1998）「NPOのマネジメント」関西大学商学論集 VOLN：43（2）PAGE：239-277



出所：山岡義典著『NPO基礎講座』1997年

図8

	大 ←————— 政府の補助金 —————→ 小 大 ←————— 会計責任に基づく開示、間接的な規制 —————→ 小 (共同的管理) (事業家的経営)	
↑ 財源調達の方法 ↓ (寄付目的) (商業的収入)	第1のケース 共同の福祉 国民オージュボン協会 (野生生物保存)	第2のケース 保管・保護 芸術・博物館
	第3のケース 全米自動車協会 消費者組合(消費者報告出版) カントリー・クラブ	第4のケース 国民地理協会(出版) コミュニティー病院 教育テストサービス

図9

さらに、運営の方法に関しては、図9がある。これは前述のハンスマンの「契約の失敗」という議論の延長線上にあって、「情報の非対称性」が存在する時に、どのようなかたちで非営利組織が運営されていくのかということを示している。その場合に、上のほうに書いてある横軸では、政府の補助金が多いのか少ないのかによって、非営利組織の運営の仕方が変わってくるであろうと考えられている。縦軸が財源調達の方法を考えており、どのように考える

のかによっても、非営利組織の運営の仕方が変わってくる。それぞれ第1のケース、第2のケース、第3のケース、第4のケースというようにそれぞれ具体的な運営の仕方というものが特徴となっていてでてくるであろうということになる。

Lester M. Salamon (1995). Partners in public service : government-nonprofit relations in the modern welfare state, Johns Hopkins University Press

高島博 (1995). 「非営利経済活動と公・私の役割分担」 神戸学院経済学論集 VOLN : 26 (4) PAGE : 19-42

田中建二 (1999) 「行政—NPO関係論の展開 (1) (2完) パートナーシップ・パラダイムの成立と展開」名古屋大学法政論集VOLN : 178 (6月) PAGE : 143-176 VOLN : 179 (9月) PAGE : 343-385

久住剛 (2000) 「創造的なNPO—自治体政府間パートナーシップ形成へ向けて」都市問題VOLN : 91 (1) PAGE : 77-93

- (8) 坂井素思 (2001) 「生活政策論序説—公私ミックス論あるいは公私分担論の基礎原理は何か？」放送大学研究年報 VOLN : 19 PAGE : 1-18

坂井素思 (2003) 『産業社会と消費社会の現代』放送大学教育振興会

- (9) C. I. バーナード (1975) 『経営者の役割』山本・田杉・飯野訳 ダイヤモンド社

F. J. レスリスバーガー (1976) 『経営と勤労意欲』野田・川村訳 ダイヤモンド社

N. ギルバート (1995) 『福祉国家の限界』関谷登監訳 中央法規出版

N. ジョンソン (2002) 『グローバリゼーションと福祉国家の変容』青木・山本訳 法律文化社

R. ジャック (1999) 『施設ケア対コミュニティケア』小田・杉本・斉藤・久田訳 勁草書房

- (10) 広井良典 (2000) 『ケア学』医学書院 P.43

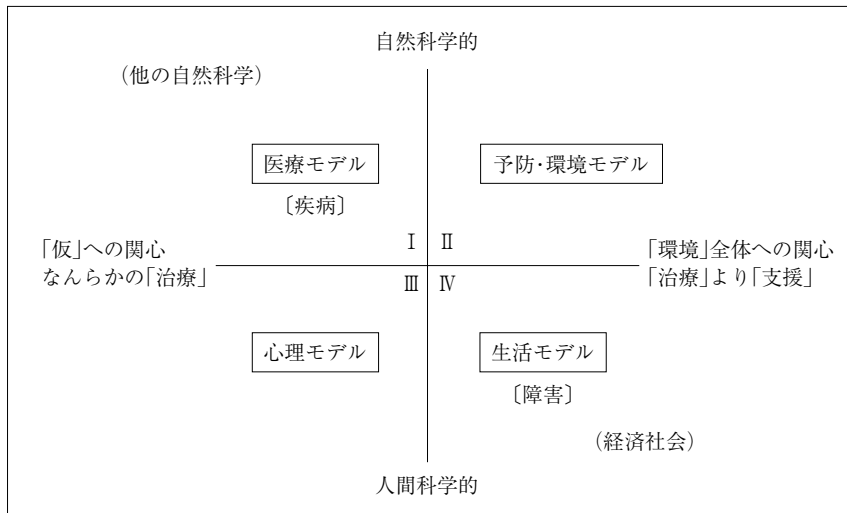


図10

M. フーコー (2000) 「18世紀における健康政策」ミシェル・フーコー思考集成6巻 蓮実・渡辺監修

- (11) 川本隆史 (1995) 現代倫理学の冒険 創文社

- (12) C. アンガーソン (1999) 『ジェンダーと家族介護：政府の政策と個人の生活』平岡公一、平岡佐智子訳 光生館
- (13) Thomas, C(1993), “De-Constructing Concepts of Care”, SOCIOLOGY, V27, 4, P649-669
Leira, A(1994), “Concepts of caring-loving, thinking, and doing”, SOCIAL SE R, V68, 2, P185-201
Waerness, K(1984), “The Rationality of Caring”, ECONOMIC AND INDUSTRIAL DEMOCRACY, V5, 2, P185-211
Julia Twigg and Karl Atkin(1994), Carers perceived : policy and practice in informal care, Open University Press
- (14) 渋谷望 (2000) 「魂の労働：介護の可視性/労働の不可視性」現代思想 V28-4
T. ヴェブレン (1965) 『企業の理論』小原敬士訳 勁草書房
坂井素思 (1994) 『家庭の経済』放送大学教育振興会
- (15) 筒井孝子 (2001) 『介護サービス論：ケアの基準化と家族介護のゆくえ』有斐閣

後記

この小論は、2003年度文部科学省科学研究費の補助を受けて作成された。

(平成15年11月4日受理)